

浜松市公共部門における地域材利用促進に関する  
基本方針

(第2期 平成23～27年度)

浜 松 市

(平成23年3月)

# 目 次

---

第 1 章	基本方針改正の趣旨	1
第 2 章	地域材利用の必要性と課題	2
1	浜松市の森林・林業の現状	
2	地域材利用の必要性	
3	木材・地域材利用に係る課題	
第 3 章	公共部門における地域材利用の現状	8
1	平成 21 年度の木材使用量調査結果	
2	現状の評価	
第 4 章	公共部門における地域材利用の目標	10
第 5 章	基本方針	11
1	基本指針	
2	基本事項	
3	庁内における推進体制	
4	地域材利用の推進組織体系	
第 6 章	行動計画	15
1	目標達成のための施策	
2	課題に対する対応	
3	実施成果の検証	
第 7 章	参考資料	19
	浜松市地域材利用促進本部会議設置要綱	

## 第 1 章 基本方針改正の趣旨

---

浜松市は、平成 17 年 7 月 1 日の合併により、市域の約 68%を森林が占める一大森林都市となった。この市内森林の大部分を占める天竜川流域の森林地帯は、古くから「天竜美林」と呼ばれ、日本三大人工美林のひとつに数えられるなど、その景観の美しさとともに良質な木材産地として名を馳せている。この「天竜美林」は、天竜川の氾濫を治めるために植林活動を行った金原明善翁が現在の礎を築いたといわれており、その後も先人の絶え間ない植林活動により、現在の美しい森林地帯を形成している。

一方、近年の森林・林業を取り巻く状況は厳しいものとなっている。林業においては担い手不足・高齢化、木材産業においては外材製材品の継続的な輸入、代替品の増加、それらに起因する木材価格の低迷など、それぞれの分野で問題を抱えている。さらに、この状況は森林整備にも大きな影響を与え、採算のあわない林業経営から手をひく森林所有者が増加、整備が行き届かない森林がそのまま放置されていることも少なくない。

このような背景の中、本市では平成 19 年に公共部門における地域材使用率 80%を目標とする基本方針（平成 19 年~22 年度）を策定し、この方針に基づく市内の積極的な地域材利用により、公共部門における木材使用量に占める地域材使用率は増加傾向にある。また、市自らが率先して地域材（「産地が浜松市である木材」をいう。）を利用することで地域材の需要拡大へとつなげてきた。

平成 22 年 10 月、国において地方公共団体の公共建築物等における木材の積極的な利用促進を目的とした「公共建築物木材利用促進法」が施行された。また、本市においては、「森林が適切に管理されているか」を第三者が国際的に統一された規準に沿って審査・認証する「F S C 森林認証」の取得を進めていることから、地域産かつ環境に配慮された F S C 認証材の利用促進がさらに必要となっている。

このため、前期基本方針の成果を活かすとともに、法に基づく地域材の利用促進及び浜松市独自の F S C 認証材利用による環境貢献を実現させるため、基本方針を改正する。

## 第2章 地域材利用の必要性と課題

### 1 浜松市の森林・林業の現状

#### (1) 森林資源の充実

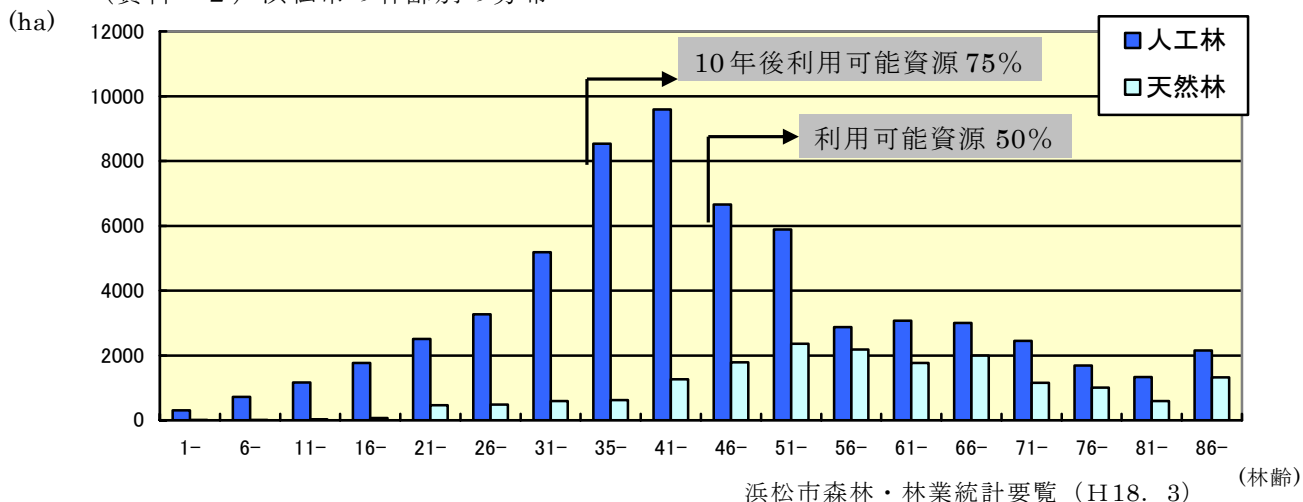
市全体の約68%を占める森林は、現時点で約半分の森林が木材として利用可能な林齢に達しており、10年後には約75%が利用可能な森林となる見込みである。したがって、利用可能な森林資源は市内に十分蓄積されている状況にある。

(資料-1) 浜松市の森林面積

	全域面積	森林面積	森林率	民有林面積	人工林面積	人工林率
浜松市	151,117 ha	102,828 ha	68%	81,549 ha	62,298 Ha	76%
静岡県	778,038 ha	487,978 ha	64%	408,863 ha	242,001 Ha	59%
全国	37,794,651 ha	25,097,000 ha	66%	17,411,000 ha	7,983,000 ha	46%

平成22年度静岡県森林・林業統計要覧

(資料-2) 浜松市の林齢別の分布



(資料-3) 浜松市の森林蓄積量

(単位：千m<sup>3</sup>)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	平成21年
市の森林蓄積量	12,397	15,591	16,618	18,642	19,799	21,154
蓄積増加量	—	3,194	1,027	2,024	1,157	1,355
年当たりの平均蓄積増加量	—	639	205	405	289	271

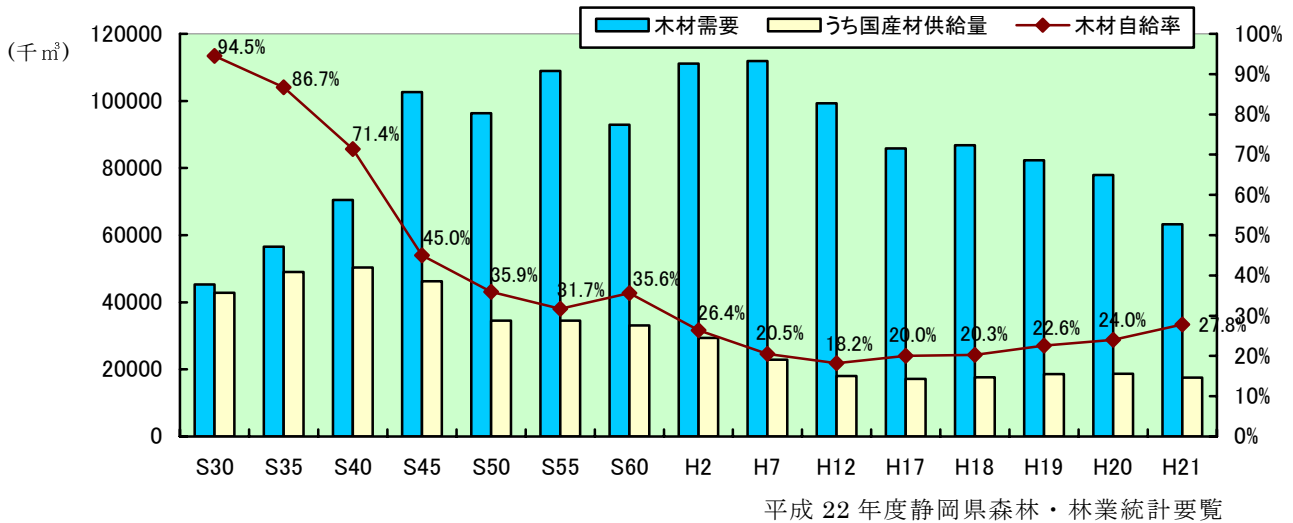
平成22年度静岡県森林・林業統計要覧

※ 森林・林業の情勢が大きく変化しない限り、しばらくは蓄積量が一定量増加していくことが予想される。

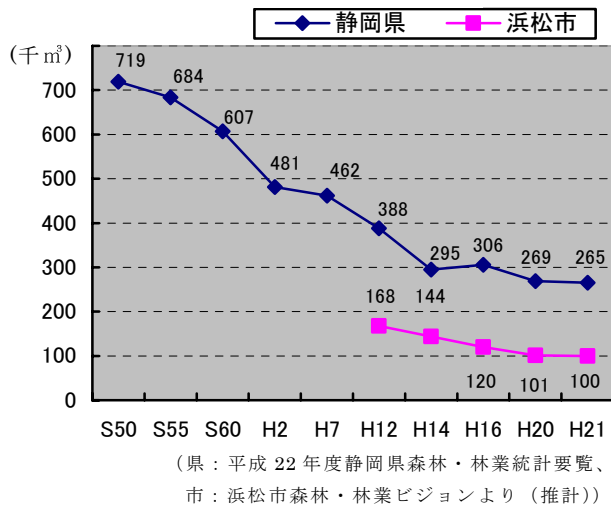
(2) 林業・木材産業の低迷

近年の林業・木材産業の動向は、外材製材品の継続的な輸入や非木質系の代替品の進出により地域材の価格が低迷、経営の収益性が低下、その結果、担い手不足や高齢化といった悪循環を生んでいる。

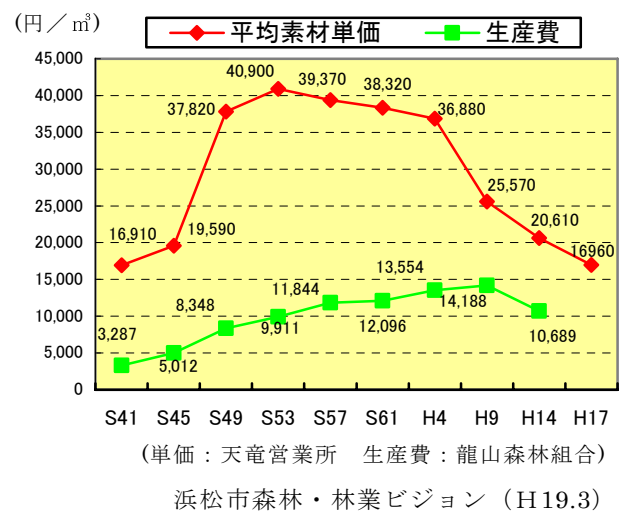
(資料-4) 国内の木材利用量と自給率



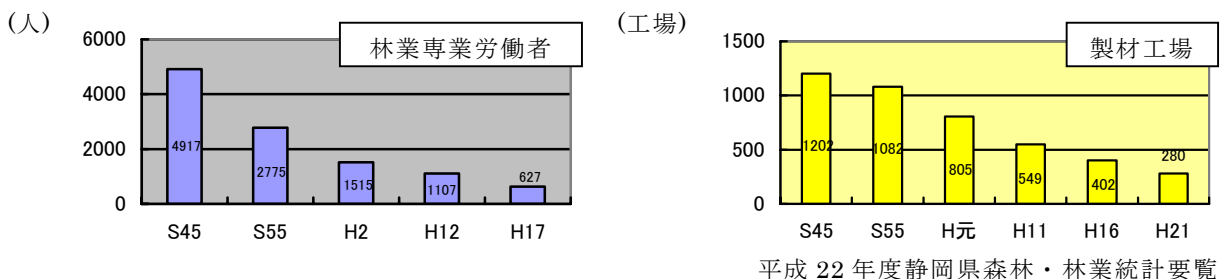
(資料-5) 素材生産量の推移



(資料-6) 素材平均単価・生産費の推移

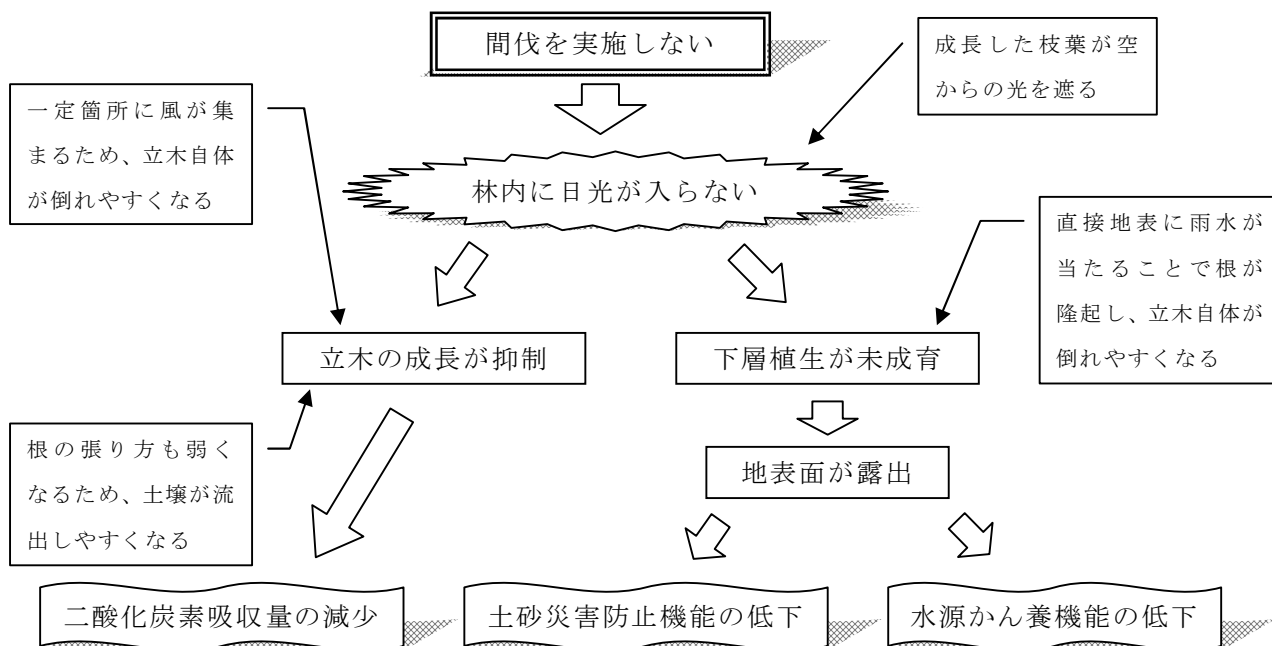


(資料-7) 県内の林業専門労働者と製材工場の推移





(資料-10) 間伐を実施しないことによる公益的機能の低下



### (3) 林業・木材産業の活性化

森林所有者は、所有森林の整備を行う際、その費用を負担することとなるが、現状では、一部の森林所有者は所有する森林から将来木材を生産しても、この費用を回収できる見込みがないと判断しており、これが森林整備を滞らせる一因となっている。

このため、森林所有者が森林の整備を進めるためには、適切に生産された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。そして、このことが、再び伐採後の植栽、森林整備を促し、また次の木材利用が行われるといったサイクルを形成させる。

市の公共部門に地域材を積極的に利用し、市全体の地域材需要を拡大させることができれば、適正な市場価格の形成にもつながり、結果的に多くの森林所有者が「持続可能な森林経営・管理」を実現することができる。

#### 【参考】地域材利用は搬送による二酸化炭素の排出も抑制する

市内で地域材を使う場合、外国産等と比べ伐採地から使用場所までの距離が短い。そのため、搬送の際に排出される二酸化炭素の量も少なくなる。

(1 m<sup>3</sup>当たり)

素 材	輸送エネルギー		CO <sub>2</sub> 放出量 (kg CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 回収コスト (円)	県産材との差額 (円)
	(MJ)	比率			
フィンランド材	8,839	93 倍	648.19	8,235	8,146
県産材	95		6.97	89	

県森林総室資料

#### (4) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定

国において平成 22 年 10 月に、地方公共団体の公共建築物等における木材の積極的な利用促進を目的に、「公共建築物木材利用促進法」が施行された。

法第 4 条で、「国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない」という地方公共団体の責務が記述されている。

この法律に基づき、本市の公共建築物等における木材の積極的な利用を促進する。

#### (5) 森林認証制度の推進

##### ①森林認証制度の概要

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切で持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度。

##### ②現状

浜松市においては、「浜松市森林・林業ビジョン」(H18 年度策定)での議論、P R 効果の高さなど、総合的な判断で国際的な認証制度である F S C 認証の取得を目指すこととし、平成 22 年 3 月 3 日、浜松市内の天竜区及び北区引佐地域の森林のうち、18,400ha が F S C 森林認証林として認められた。

その後、同年 9 月 9 日、認証面積は 27,865ha に拡大し、市町村別の取得面積では全国第 1 位となっている。

##### ③森林認証取得後の施策展開

今後、地域産の F S C 材を公共事業に積極的に活用することにより、浜松市森林・林業ビジョンに掲げる『「育てる林業」から「売る林業」への進化』を実現させるとともに、「品質」と「環境」に優れた天竜ブランドの創出と安定供給、そして、持続可能な森林経営・管理の推進を図る。

### 3 木材・地域材利用に係る課題

公共部門へ木材・地域材を利用する際、現在、以下の課題が挙げられている（庁内会議・幹事会での意見、幹事課行動計画による意見）。

#### (1) 木材の特性による課題

①湿気により耐久性や強度が低下することがある。

#### (2) コスト面での課題

①木造（「主要構造材（柱・梁・桁）が木材であること」をいう。）・木製のものは、非木造・非木製に比べて価格が高い。

②外国産材・他縣市産材に比べて地域材は価格が高い。

③耐久性の問題からランニングコストが増大する。

④基準となる価格がはっきりしていない。

#### (3) 法律的な規制



①建築基準法及び消防法により構造等に規制が生じる。

(4) 供給体制の課題

①地域材取扱業者が少ないため、安定供給されていない。

②乾燥等の進捗状況により納期が延滞されることがある。

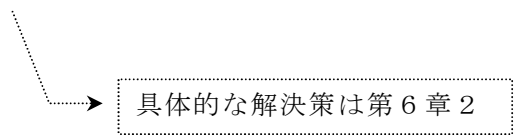
③製品規格にバラツキがあり、木材以外の製品に比べデザイン性が劣る。

④調達までに日数がかかる。

(5) 職員の意識の問題等

①全庁的に木材・地域材利用に対する認識が不足している。

②木材・地域材を利用するための十分な情報が不足している。



具体的な解決策は第6章2

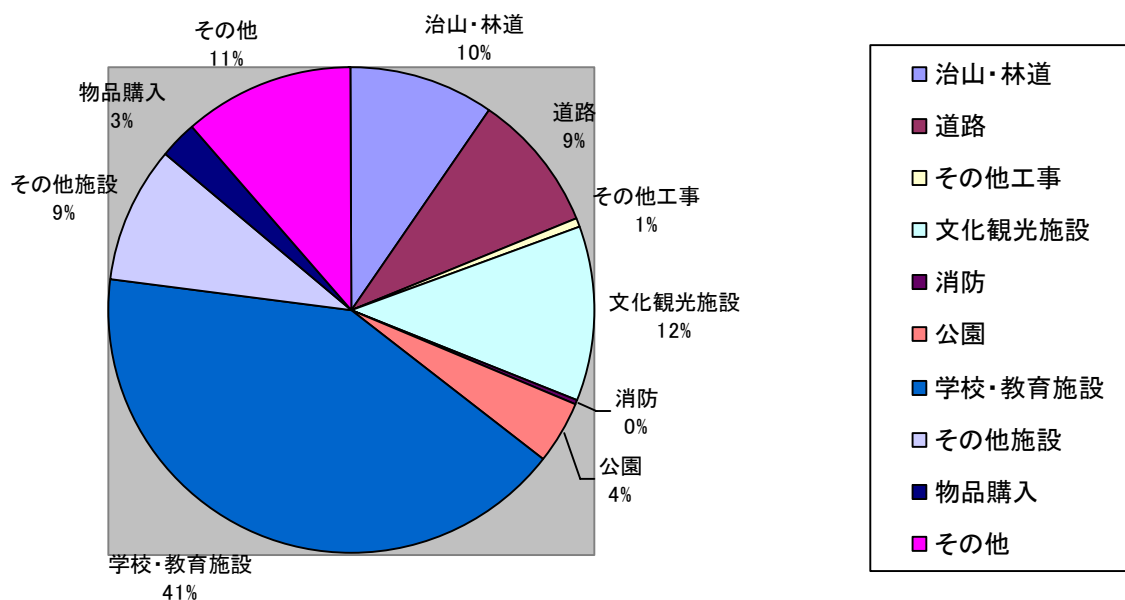
### 第3章 公共部門における地域材利用の現状

#### 1 平成21年度の木材使用量調査結果

事業区分	使用量	割合	地域材使用量	地域材使用率
木材の総使用量	874 m <sup>3</sup>	(100%)	636 m <sup>3</sup>	73%
施設建設での使用量	551 m <sup>3</sup>	63%	389 m <sup>3</sup>	71%
土木工事での使用量	205 m <sup>3</sup>	24%	138 m <sup>3</sup>	67%
物品購入での使用量	18 m <sup>3</sup>	2%	10 m <sup>3</sup>	56%
その他事業での使用量	100 m <sup>3</sup>	11%	99 m <sup>3</sup>	99%

- 木材使用量 ベスト1 選挙ポスター掲示場 (97 m<sup>3</sup>)  
 ベスト2 積志小学校改築 (75 m<sup>3</sup>)  
 ベスト3 天竜ものづくり継承施設 (72 m<sup>3</sup>)

#### 【参考1】平成21年度事業種別木材使用量



#### 【参考2】平成22年度使用予定量

事業区分	使用量	割合	地域材使用量	地域材使用率
木材の総使用量	796 m <sup>3</sup>	(100%)	611 m <sup>3</sup>	77%
施設建設での使用量	501 m <sup>3</sup>	63%	426 m <sup>3</sup>	85%
土木工事での使用量	163 m <sup>3</sup>	21%	58 m <sup>3</sup>	36%
物品購入での使用量	9 m <sup>3</sup>	1%	4 m <sup>3</sup>	44%
その他事業での使用量	123 m <sup>3</sup>	15%	123 m <sup>3</sup>	100%

- 木材使用量 ベスト1 天竜区役所及び天竜消防署(142 m<sup>3</sup>)  
 ベスト2 南の星小学校 (124 m<sup>3</sup>)  
 ベスト3 選挙ポスター掲示場 (122 m<sup>3</sup>)

## 2 現状の評価

(1) 平成 17 年度～平成 21 年度（前期間）実績に対する現状分析

①木材総使用量（H17～21）4,478 m<sup>3</sup>のうち、67%で地域材が使用された。

②木材使用量の約半数が、学校施設や体育館、図書館等の教育施設での使用によるものであった。

③市街地である中区と木材産地である天竜区での木材使用量が多く、その中に占める地域材使用率も高い。また、各区の木材使用量に大きな差があった。

④建設された施設の過半数が非木造施設であるものの、非木造施設の 8 割で内装材等に地域材が使用されている。

またこのうち木造施設の 6 割で、スギ・ヒノキの構造材や下地材が使用された。

⑥物品購入における地域材利用は、調達物品によって大きな差があった。

(2) 現状での問題点と今後の木材利用の方向性

①木材及び地域材利用の意識は北高南低の傾向にある。そのため、全庁的な意識づけが必要となる

②木材使用の際に産地を特定していないことから「産地不明」となっている事業が多く、今後、発注段階での産地指定を進める必要がある。

③公共施設建設は、今後も木材使用量の多い大型木造施設が安定的に建設されるとは考え難い。そのため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」で定める木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、直接又は各種メディア等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装の木質化を促進するものとする。

④土木工事では、ある程度安定した事業量が見込めるため、これら事業への地域材利用の方法について調査・研究をしていく。

⑤家具など木製物品の購入は、市民の目に触れやすいためアピール効果が期待でき、また庁内においても手軽に地域材利用につながる手段でもあるため、積極的に導入を進める。

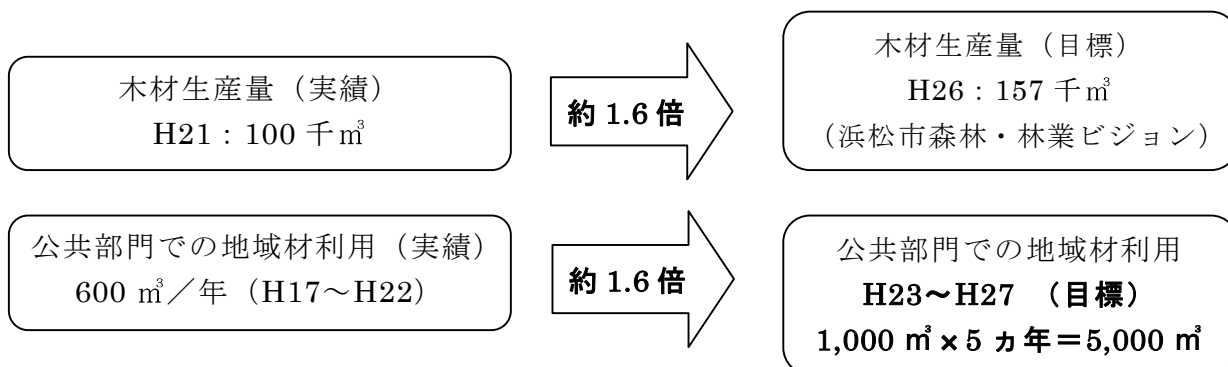
## 第4章 公共部門における地域材利用の目標

### 1 目標

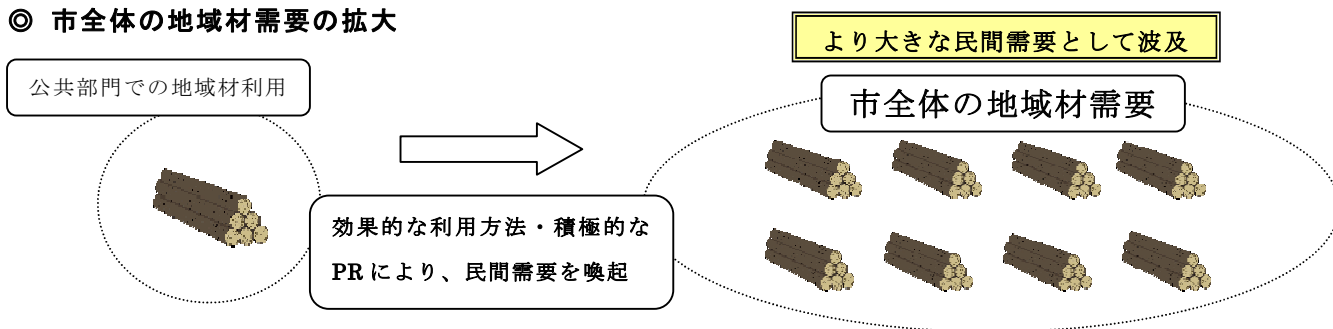
#### (1) 公共部門における地域材利用の目標

「浜松市森林・林業ビジョン」では、市内における平成26年度の木材生産量の目標を157千 $\text{m}^3$ と定めている。これは現在の木材生産量100千 $\text{m}^3$ の約1.6倍にあたる。

このため、基本方針では公共部門における地域材利用の利用目標を、現状の地域材使用量年平均600 $\text{m}^3$ （H17～H22）の約1.6倍にあたる、1,000 $\text{m}^3$ /年（H23～H27）とし、5カ年合計で5,000 $\text{m}^3$ （H23～H27）に目標設定する。



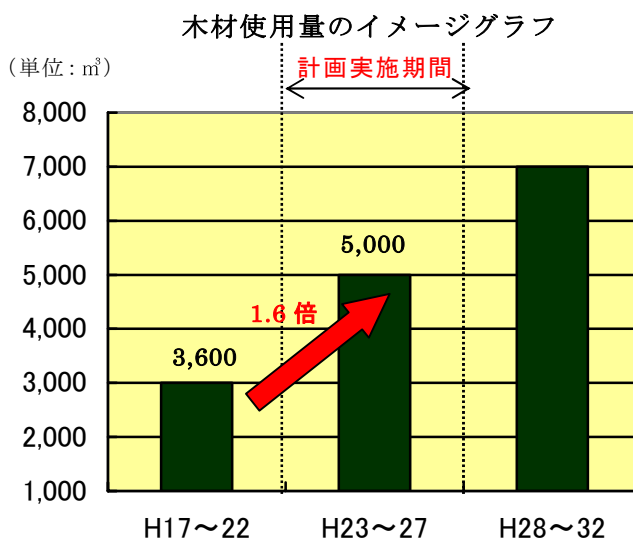
#### ◎ 市全体の地域材需要の拡大



#### 【公共部門での地域材使用量の向上】

木材総使用量は、年度ごとの事業量に左右されるため、一律に増加させることは難しいが、「公共建築物における木材の利用に関する基本方針」に基づき、木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、耐火構造等が求められていない低層の公共建築物において、積極的な木造化・木質化を図る。

また、木質バイオマスや物品調達等での地域材利用により、中・長期的な視点で着実な木材使用量の増加を目指す。



H28以降は想定値

## 第5章 基本方針

### 1 基本指針

市全体の地域材需要の拡大を図ることを目的に、以下の指針に従い、市自らが公共部門において積極的・効果的な地域材利用を実践し、その利用実績をより大きな需要として民間へ波及させていくことを目指す。

1. 公共施設の建設にあたっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、森林の適正な整備及び木材需給率の向上に寄与するため、積極的に木造・木質化を推進していくとともに、地域産のF S C材を積極的に活用する。
2. 公共部門に地域材を利用する際には、適材適所で「木の良さ」を十分活かした利用方法を図るとともに、環境に配慮された地域産のF S C材を積極的に利用することで環境貢献への取組みを、市民にも積極的にアピールする。
3. 公共土木工事の実施にあたっては、間伐材等の地域産のF S C材を積極的に活用する。
4. 庁舎内や学校内の机・椅子等の備品・消耗品を調達するにあたっては、地域産のF S C材を利用した製品の導入に努める。

### 2 基本事項

- (1) 位置付け 公共建築物木材利用促進法第9条における市町村指針として位置付ける。
- (2) 実施期間 平成23年度から平成27年度までの5カ年間とする。
- (3) 事業の対象 市で実施するすべての事業。ただし、市が外部組織に補助金等を交付する事業については、本計画の対象外ではあるが、基本的な考え方はこの計画に準じ、地域材利用を推奨していくこととする。

### 3 庁内における推進体制

市における公共部門への地域材利用が全庁的な取り組みとして円滑に促進されていくよう「地域材利用促進本部会議」を設置する。また、この本部会議の下に、この会議をサポートし、本部会議で決定した方針を実践するための幹事会を設置し、幹事会が提示した事項について検討するための、ワーキンググループを置くことができる。

- (1) 地域材利用促進本部会議（本部長：市長、副本部長：副市長、本部長：各部長）
  - ①「公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」の策定・改正
  - ②地域材利用実績と施策の実施成果の検証・評価
  - ③地域材利用に関する具体的な取組み方針の決定

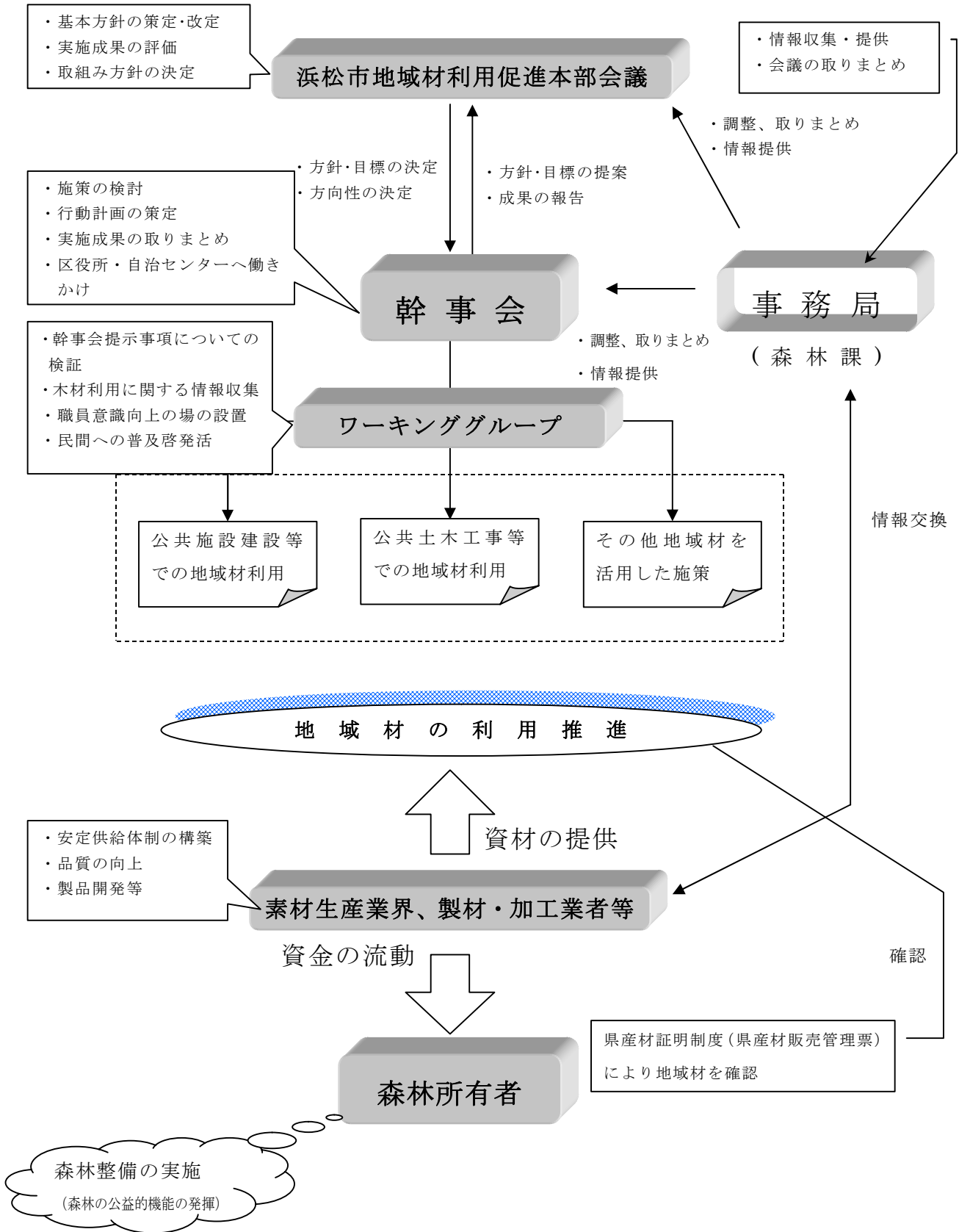
(2) 幹事会（会長：森林課長、委員：幹事課長）

- ①「公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」における具体的施策の検討と実施、並びに行動計画の策定
- ②地域材利用実績と施策の実施成果の取りまとめと評価
- ③区役所、自治センターへの働きかけ

(3) ワーキンググループ（会長：森林課長、会員：各課担当等）

- ①幹事会が提示した事項について詳細を検討
- ②木材・地域材利用に関する情報収集と新たな利用方法の検証・普及
- ③職員の意識向上を図るためのセミナー等の開催
- ④民間への普及を図るための木造建築物見学会等の開催

【地域材利用促進組織イメージ図】



#### 4 地域材利用の推進組織体系

本部会議 (部長)	幹事会 (課長)	推進事項
市長(会長)	森林課長(会長)	
副市長(副会長)		
企画部長	企画課長	市総合計画への位置づけ
財政部長	財政課長	財政面での配慮 庁舎及びその付帯施設への地域材利用 地域材利用木製物品等の購入 地域材を利用した消耗品等物品の購入 工事・委託契約事務への反映
生活文化部長	市民生活課長	文化施設等への地域材利用 公民館等施設への地域材利用
こども家庭部長	次世代育成課長	児童施設、保育園等への地域材利用
健康医療部長	健康医療課長	医療施設、福祉施設等への地域材利用
環境部長	環境企画課長	環境の見地からの地域材利用に対する助言
商工部長	産業政策課長	観光施設への地域材利用
農林水産部長	農業水産政策課長	農業・畜産・水産施設への地域材利用 フラワー・フルーツパーク内施設への地域材利用 農林土木事業への地域材利用
都市計画部長	都市計画課長	都市開発事業に伴う公共施設への地域材利用
公園緑地部長	緑政課長	公園建設事業への地域材利用 緑地保全地区整備事業への地域材利用 公園内施設への地域材利用
土木部長	土木総務課長	道路・橋梁建設工事への地域材利用 街路工事への地域材利用 道路維持修繕工事への地域材利用 河川関係工事への地域材利用
建築住宅部長	建築行政課長	耐震補強工事への地域材利用 公共施設建設設計への反映
学校教育部長	教育総務課長	学校施設への地域材利用 学校内備品への地域材利用木製製品の購入
選挙管理委員会事務局 局長	選挙管理委員会事務局 局次長	ポスター掲示場への地域材利用
天竜区長	区振興課長	産地面からの地域材利用に対する助言 産地ならではの地域材利用



## 第6章 行動計画

### 1 目標達成のための施策

基本指針の内容をより具現化するため、本実施期間内においては以下のとおり地域材の利用促進を図る。

#### (1) 公共事業での地域材利用

##### ①公共建築物部門での地域材利用

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、積極的に公共建築物の木造・木質化を進めるとともに、環境に配慮された木材である地域産のF S C材の利用促進を図る。

##### ア 木造化の促進

公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進する。

##### イ 内装や家具の木質化の促進

市民に直接又は間接的に内装材の良さをアピールできる施設や部分については、積極的に内装や家具の木質化を促進する。

##### ウ 地域産のF S C材利用の促進

地域材であることはもちろんのこと、持続可能で適切な森林経営が行われている森林から生産される「F S C材」の使用を、設計書・仕様書に可能な限り記載することにより、環境に配慮した木造・木質化を促進する。

#### 【各部門で木造・木質化を強化する建築物】

財務分野	庁舎等
生活文化分野	文化施設・スポーツ施設・図書館・美術館等
次世代分野	児童施設・保育園等
健康医療分野	医療施設・福祉施設等
観光分野	観光施設・宿泊施設等
公園・土木分野	公園施設・交通基盤施設
教育分野	教育施設
農林水産分野	土地改良施設・林業施設・治山施設・林道施設

##### ②公共工事部門での地域材利用

間伐材の需要拡大を図り、これらを採算ベースに乗せていくことが森林整備の促進に直結する。丸棒等の小径間伐材が利用できる事業については積極的に利用していくとともに、新たに利用できる公共事業等を開拓していく。

##### ア 公園施設への利用

現在、多くの公園施設では既に木材が使用されているが、可能な限り地域産のF S C材とすることを推進する。

また、既存の施設で木材を利用していないもの（案内看板・ベンチ・柵等）についても、改修する際には木製化し、地域材の利用を推進する。

#### イ 土木工事への利用

道路、河川、土地改良、治山・林道等の土木工事において、木製残存型柵、木製ガードレール、木製バリケード、木製看板等の導入を進める。また、護岸・河川工事においては、環境との調和の観点から木材利用を促進する。

#### ウ 選挙ポスター掲示場への利用

選挙の際、市内に約 1,500 箇所設置されるポスター掲示場は、現在、脚や土台の部分で木材が使用されており、この分野における地域材利用は進んでいるため、今後可能な範囲での地域産の F S C 材に切り替えを推進する。

### ③物品調達部門での地域材利用

物品・消耗品等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、間伐材等の木製品の導入に努める。併せて、間伐材紙製品を使うことにより森林整備が推進される、「“天竜美林” 間伐リレープロジェクト」の対象製品である封筒、名刺台紙の購入促進を図る。

### ④木質バイオマス部門での地域材利用

平成 23 年度から龍山町において地域材木質ペレットの製造が可能となる。市バイオマスタウン構想の実現に向け、化石燃料の代替による C O 2 排出削減を実践するため、公共施設においても新設・更新時におけるペレットストーブ、ペレットボイラー、ペレット冷暖房機等、将来的な木質バイオマス利用を進める。木質バイオマス利用にあたっては、官民で組織される浜松市バイオマス利活用推進協議会における木質バイオマス利活用モデル事業として検討を進めていく。

## (2) 民間との協働による地域材利用

### ①企業の C S R 活動の一環としての地域材利用

社会貢献を目的とした企業の森林内での活動や、企業内における間伐材製品の利用が年々増加している。こうした動向をさらに促進させ、木材利用による環境活動についての理解を深めてもらう機会を増やしていく。

### ②林建共働事業における地域材利用

林業と建設業との共働による森林内での事業展開が、今後予想される。建設業界においても地域材利用への理解を深めてもらい、森林認証の管理マニュアルに基づく工事の施工及び施工時に発生する間伐材等の有効活用を促進していく。

### ③公共的なスペースにおける地域材利用

公共交通機関の各施設、デパートの待合室等、不特定多数の利用者が見込まれる施設での地域材利用を促進し、市民への視覚的な P R を広く行う。各企業での理解の醸成には、上記 C S R 活動による環境貢献についての意識の高まりを期待する。

## 2 課題に対する対応

第2章の3「木材・地域材利用に係る課題」について、以下の対応を参考に事業を実施することで、地域材の利用促進を図る。

課 題	対 応
(1) 木材の特性による課題	
湿気による耐久性、強度の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか優良木材」等の人工乾燥材の活用</li> <li>・木材を利用しても強度を保てる構造の研究・調査</li> <li>・製品の情報収集・情報交換</li> </ul>
(2) コスト面での課題	
非木造等に比べ木造等は価格が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等での定価設定を促し、統一した積算単価を作成</li> <li>・地域材利用によるコスト高に対する市民理解を得るため、各種PR活動を展開</li> <li>・製品の情報収集・情報交換</li> </ul>
外材等に比べ地域材は価格が高い	
ランニングコストの増大	
基準となる価格がはっきりしない	
(3) 法律的な規制	
建築基準法・消防法等による規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制外の部分の木質化</li> <li>・耐火性のある材料（木材）の使用</li> <li>・構造で規制をクリア</li> </ul>
(4) 供給体制の課題	
安定供給されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか優良木材」とその供給元となる優良木材認証工場の活用</li> <li>・早期発注</li> <li>・需給情報の早期交換</li> <li>・製品の情報収集・情報交換</li> </ul>
納期の延滞	
製品規格のバラツキ	
調達までに日数を要する	
(5) 職員の意識の問題	
職員の認識不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域材利用に関する情報提供の充実</li> <li>・地域材利用の必要性についての勉強会の開催</li> <li>・区役所・自治センター等との情報の共有</li> </ul>
木材・地域材利用の情報不足	

## 3 実施成果の検証

### (1) 公共部門での地域材利用実績の調査

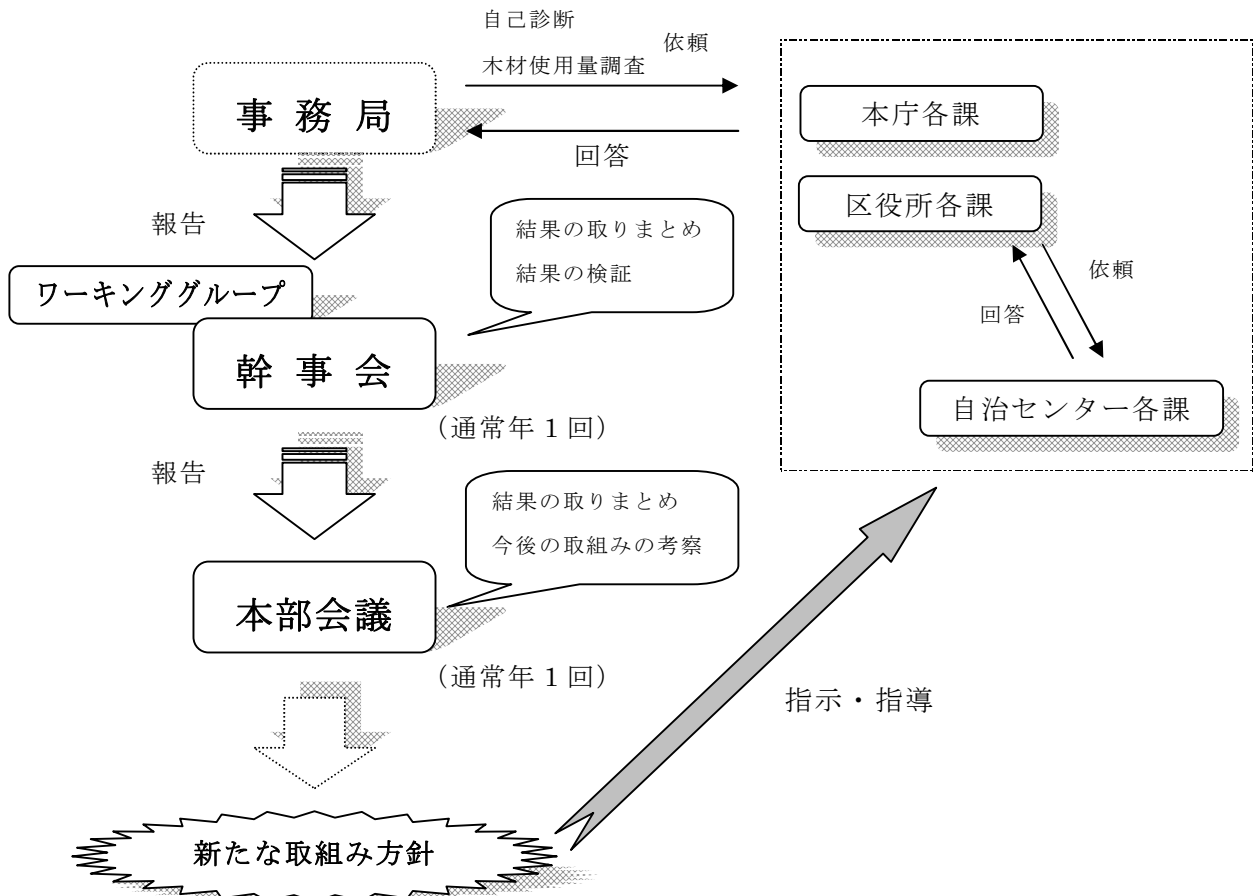
公共部門における木材・地域材使用量については、**年度当初に全課を対象**として前年度の木材・地域材使用量の調査を行い、その結果を幹事会で取りまとめる。さらに、その結果は毎年、本部会議で評価し、次年度以降の取組みにつなげていく。

(2) 民間への波及効果についての調査

一定量以上の地域材を利用した事業については、民間への波及効果を検証するため、情報収集並びに評価を行い、その結果を幹事会に報告する。

幹事会は、この結果を取りまとめ、地域材の利用方法について再度検討し本部会議に報告、本部会議では、この内容を以後の地域材利用の方針に反映させ、必要に応じ、事業担当課等に地域材の効果的な利用方法について指示・指導をする。

【実施成果の検証フロー】



## 第7章 参考資料

---

### 浜松市地域材利用促進本部設置要綱

#### (設 置)

第1条 浜松市地域材（以下「地域材」）の需要拡大を目的に、市が実施する公共施設の建設及び公共土木工事等について地域材の利用を促進する浜松市地域材利用促進本部（以下「本部」）を設置する。

#### (協 議 事 項)

第2条 本部の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施する公共施設建設や土木工事等において、地域材利用を促進していくための基本方針の策定及び改定に関すること。
- (2) 地域材利用についての目標設定に関すること。
- (3) 実施成果についての評価に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

#### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (職 務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

#### (会 議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

#### (幹 事 会)

第6条 本部の円滑な運営を図るため幹事会を置き、委員は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 幹事会に幹事長を置き、森林課長をもって充てる。

#### (ワーキンググループ)

第7条 幹事長は幹事会が提示した事項について詳細に検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、幹事会が必要と認めた職員で組織する。

3. ワーキンググループの議長は、森林課長をもって充て、議長が必要に応じて会議を招集する。

#### (事 務 局)

第8条 本部の事務局は、農林水産部森林課に置く。

#### (そ の 他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	企画部長
	財務部長
	生活文化部長
	こども家庭部長
	健康医療部長
	環境部長
	商工部長
	農林水産部長
	都市計画部長
	公園緑地部長
	土木部長
	建築住宅部長
	学校教育部長
	選挙管理委員会事務局長
	天竜区長

別表第2（第6条関係）

所属部	職名
企画部	企画課長
財務部	財政課長
生活文化部	市民生活課長
こども家庭部	次世代育成課長
健康医療部	健康医療課長
環境部	環境企画課長
商工部	産業政策課長
農林水産部	農業水産政策課長
都市計画部	都市計画課長
公園緑地部	緑政課長
土木部	土木総務課長
建築住宅部	建築行政課長
学校教育部	教育総務課長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局次長
天竜区	区振興課長